



2026年3月

# 新情報

**KMC CONSULTING COMPANY LIMITED**

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn) | Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

# 内容

<u>1</u>	2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号	<b>PIT</b>
<u>2</u>	2026年3月4日付け、税務局発行の不動産譲渡に係る法人税に関するオフィシャルレター第3176/DON-QLDN1号	<b>CIT</b>
<u>3</u>	2026年3月9日付け、税務局発行の法人税優遇に関するオフィシャルレター第2169/TPHCM-QLDN3号	<b>CIT</b>
<u>4</u>	2026年3月18日付け、税務局発行の輸出される財・サービスに係る付加価値税政策に関するオフィシャルレター第1557/CT-CS号	<b>VAT</b>
<u>5</u>	2026年2月24日付け、タイニン省税務局発行の代理店向け割引に関するオフィシャルレター第861/TNI-QLDN2号	<b>INV</b>

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### [最新の個人所得税の基礎控除額および税率表](#)

#### A. 給与・賃金所得に対する基礎控除額および税率体系

##### 1. 新規の税務コードの登録および個人識別番号または従来の税務コードの使用に関する:

2026年課税年度（2026年1月1日以降）より、基礎控除額は国会常務委員会決議第110/2025/UBTVQH15号に基づき改正され、従来の決議第954/2020/UBTVQH14号に代わり適用される。

改定後の基礎控除額は以下のとおりである。

- 納税者本人に対する控除額：月額15,500,000ドン（年額186,000,000ドン相当）
- 扶養家族1人あたりの控除額：月額6,200,000ドン

この基礎控除額の改定は2026年1月1日から効力を有し、2026年課税年度より適用される。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### 2. 累進税率表

2026年課税年度に関しては、2026年1月1日以降、個人所得税法第109/2025/QH15号に基づき、居住者個人の給与・賃金所得には5段階の累進課税税率が適用される。

税率区分	年間課税所得（百万ドン）	月間課税所得（百万ドン）	税率（%）
1	120以下	10以下	5
2	120超～360	10超～30	10
3	360超～720	30超～60	20
4	720超～1,200	60超～100	30
5	1,200超	100超	35

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### 個人所得税の申告および確定申告を行う対象者

#### B.個人所得税の申告および確定申告に関するガイダンス

##### I. 適用範囲および対象

#### 1. 個人所得税の確定申告を実施しなければならない場合

##### 1.1. 給与・賃金所得を支払う組織・個人に対する規定

- 給与・賃金所得を支払う組織・個人は、税額の源泉徴収が発生しているか否かにかかわらず、個人所得税の確定申告を申告する責任を負い、また委任を受けた個人に代わって個人所得税の確定申告を行わなければならない。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- 所得を支払う組織または個人が解散、破産、事業活動の終了、契約の終了、または企業再編を行う場合には、当該解散、破産、事業活動の終了、契約の終了、または企業再編の時点までの個人所得税の確定申告を行わなければならない。

### 1.2. 給与・賃金所得を有する個人に対する規定

- 居住者個人が2か所以上から給与・賃金所得を受け取り、[1]の規定に基づく確定申告の委任条件を満たさない場合には、追加納付すべき税額がある場合、または過納付税額の還付もしくは次回の税務申告期間への繰越控除を申請する場合に、税務機関に対して直接個人所得税の確定申告を行わなければならない。
- 最初の暦年においてベトナム滞在日数が183日未満であるが、ベトナムにおいて最初に入国した日から連続12か月間で183日以上滞在する場合、最初の確定申告年度は、ベトナムにおいて最初に入国した日からの連続12か月となる。

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- ベトナムにおける労働契約を終了する外国人である個人の場合、出国前に税務機関へ確定申告を行わなければならない。個人が税務機関に対して確定申告手続きを行っていない場合には、所得支払組織またはその他の組織・個人に対して、個人の確定申告に関する規定に基づき確定申告を委任することができる。所得支払組織またはその他の組織・個人が委任を受けて確定申告を行う場合には、当該個人の追加納付税額または過納税額の還付に関する責任を負うものとする。
- 居住者個人で、外国から支払われる給与・賃金所得を有する場合、または国際機関、大使館、領事館から支払われる給与・賃金所得を有し、当該所得について年間に税額控除が行われていない場合には、追加納付すべき税額がある場合、または過納付税額の還付もしくは次回の税務申告期間への繰越控除を申請する場合に、個人は税務機関に対して直接個人所得税の確定申告を行わなければならない。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- 居住者個人が給与・賃金所得を有し、かつ自然災害、火災、事故または重病等により納税能力に影響を受けたことによる減税の対象となる場合には、所得支払組織または個人に確定申告を委任することはできず、規定に基づき税務機関に対して直接確定申告を行わなければならない。

個人が eTax Mobile アプリをインストールして利用する場合、所得支払組織が当該年度に申告した所得情報および税務義務を確認することができ、これに基づき、当該個人が個人所得税の直接確定申告対象に該当するか否かについて、システムが判定を支援する。

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### 2. 個人所得税の確定申告を実施する必要がない場合

#### 2.1. 給与・賃金所得を支払う組織・個人の場合

給与・賃金所得を支払う組織・個人が、当該年度において所得の支払いが発生していない場合、または暦年の全期間において事業活動を一時停止している場合には、個人所得税の確定申告を行う必要はない。なお、企業形態の変更（国有企業の株式会社化を除く）において、変更後の企業が変更前企業のすべての税務義務を承継する場合には、企業形態変更の決定時点までの個人所得税の確定申告を行う必要はなく、当該企業は年度終了時に確定申告を実施する。

#### 2.2. 給与・賃金所得を有する個人の場合

給与・賃金所得を有する個人で、以下のいずれかに該当する場合には個人所得税の確定申告を行う必要はない。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- 各年度の確定申告後に追加納付すべき個人所得税額が 50,000ドン以下の個人については、当該税額は免税となる。この場合、個人は免税額を自己算定することができ、個人所得税の確定申告書類を提出する必要はなく、また免税申請書類を提出する必要もない。
- 個人所得税の納付額が既に仮納付した税額より少ない場合であっても、税額還付または次回の税務申告期間への繰越控除を申請しない場合には、個人所得税の確定申告を行う必要はない。
- 個人が一つの事業者と3か月以上の労働契約を締結して給与・賃金所得を受け取っており、同時に他の場所からの臨時所得があるものの、当該平均月額が年間を通じて10,000,000ドン以下であり、当該所得について10%の税率で個人所得税が源泉徴収され、かつ労働契約を締結している所得支払組織に対して個人所得税の確定申告を委任している場合には、個人は個人所得税の確定申告を行う必要はない。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- 従業員が雇用者によって生命保険（任意年金保険を除く）またはその他の任意保険で積立要素を有する保険に加入させられ、当該保険料のうち雇用者が負担または拠出した部分について、雇用者または保険会社が10%の税率で個人所得税を源泉徴収している場合、当該所得部分については個人所得税の確定申告を行う必要はない。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### [給与・賃金所得を支払う組織および個人に対する個人所得税の申告および確定申告に関するガイダンス](#)

#### 1. 給与・賃金所得を支払う組織について

##### 1.1. 個人所得税確定申告に関する申告義務

規定に基づき、給与・賃金所得を支払う組織または個人は、税務申告および個人から委任を受けた場合の個人所得税確定申告を実施する責任を負う。しかし、現在においても、一部の所得支払組織または個人が、委任条件を満たす個人に対して委任手続きを案内しない、または委任を受け付けないケースがあり、当該結果、個人が自ら確定申告を行わなければならない、申告書類の提出遅延や税務義務の漏れが発生し、労働者の権利利益に影響を与えるとともに、不必要な違反が生じる場合がある。したがって、所得支払組織および個人に対し、責任意識を高め、労働者に対する情報提供および案内、委任の受理を主体的に実施するとともに、所得を有する個人の情報を正確かつ十分に申告し、適時に代行確定申告を行うことが求められる。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

個人が組織に対して個人所得税確定申告を委任し、確定申告後の追加納付税額が 50,000ドン以下 で免税対象となる場合であっても、所得支払組織または個人は、当該所得を受けた個人の情報を組織の個人所得税確定申告書類に記載しなければならず、追加納付税額が 50,000ドン以下 の個人の税額については合算して申告する必要はない。

また、従業員が企業の合併、統合、分割、分社、企業形態の変更、または同一システム内における組織間の異動により旧組織から新組織へ移転された場合、新組織は当該個人の委任に基づき、旧組織が支払った所得部分を含めて個人所得税の確定申告を実施する責任を負う。この場合、新たに所得を支払う組織は、旧所得支払組織が当該従業員に発行した個人所得税源泉徴収証明書（ある場合）を回収する必要がある。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### 1.2. 個人所得税確定申告書類の提出期限

確定申告に関する税務申告書類の提出期限は、暦年終了日から 3か月以内の末日 までとされている。提出期限が法令に定める休日に該当する場合には、民法の規定に基づき、その翌営業日が提出期限となる。

ただし、確定申告時期直前には提出書類数が大幅に増加し、提出期限直前に集中することにより、システム過負荷または書類処理の遅延が発生する可能性がある。そのため、申告業務を円滑に実施し、申告遅延のリスクを回避するため、個人および所得支払組織は、提出期限直前まで待たず、早期に申告書類を提出することが推奨される。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### 1.3. 個人所得税確定申告手続

#### a. 個人所得税確定申告書類

- 財務省が2021年9月29日付で発行した通達第80/2021/TT-BTC号附属書IIに基づく様式 05/QTT-TNCN（個人所得税確定申告書）。
- 通達第80/2021/TT-BTC号附属書IIに基づく様式 05-1/BK-QTT-TNCN（累進税率適用対象個人の詳細一覧表）。
- 通達第80/2021/TT-BTC号附属書IIに基づく様式 05-2/BK-QTT-TNCN（一律税率適用対象個人の詳細一覧表）。
- 通達第80/2021/TT-BTC号附属書IIに基づく様式 05-3/BK-QTT-TNCN（扶養控除対象者の詳細一覧表）。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### b. 個人所得税確定申告書類の提出方法

所得支払組織または個人は、以下の電子システムを通じてオンラインで確定申告書類を提出することができる。

- 財務省税務局行政手続情報システム:

<https://dichvucong.gdt.gov.vn/tthc/homelogin>

- 税務分野における電子取引サービス提供機関（T-VAN）を通じた提出

### c. 確定申告書類の提出先税務機関

所得支払組織は、当該組織を直接管理する税務機関に対して個人所得税確定申告書類を提出する。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### 1.4. 所得支払組織における個人所得税申告・確定申告に関する留意事項

- 政府の2025年3月20日付政令第70/2025/NĐ-CP号第1条22項の規定に基づき、個人所得税源泉徴収証明書の発行および電子証明書データを税務管理機関へ送信する。
- 源泉徴収した個人所得税額を、法令に定める期限どおり、完全かつ適時に国家予算へ納付し、労働者の正当な権利利益に影響を及ぼさないようにすること。税務機関は、源泉徴収済みの個人所得税を期限内に納付しない場合について、行政処分および延滞金の計算を引き続き厳格に実施する。
- 様式 05/QTT-TNCN の申告書における [31]項目は、年間の様式 05/KK-TNCN 申告書の [29]項目 における源泉徴収税額の合計と一致するよう申告し、実際に源泉徴収および国家予算へ納付された税額を正確に反映すること。各期の申告内容を統一かつ正確にすることにより、税務機関システム上の個人データが実際の発生状況と一致し、個人が所得情報を照会または確定申告を実施する際の不一致を防止する。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- 個人の税額を源泉徴収し、申告および代理納付を行う場合には、2025年2月25日付の税務総局（現税務局）のオフィシャルレター第828/TCT-KK号および2025年11月21日付税務局オフィシャルレター第5435/CT-NVT号のガイダンスに基づき、源泉徴収税額および納付済税額に関する情報を十分かつ適時に提供すること。当該情報は、国家予算への納付証憑および年間申告書類と一致する正確な内容である必要があり、個人の税務義務の集計および税額還付処理を支援する。
- 労働者の税務識別番号（Tax Code）および個人識別番号を正確かつ完全に申告し、税務管理システム上で正確な情報が記録されるようにすることで、個人の所得確認、税務義務の確定および税額還付（該当する場合）を円滑に行えるようにする。
- 扶養家族の登録を期限どおりに実施し、基礎控除の適用開始時点を法令の規定に基づき正確に判断すること。扶養義務が労働者の当該組織での勤務開始以前に発生している場合でも、法令の条件を満たしていれば、扶養控除の適用期間は扶養義務が発生した時点から算定される。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- 実際には所得支払いが発生していないにもかかわらず、個人の情報（氏名、税務番号、個人識別番号）を利用して給与・賃金費用を計上し、税務義務を算定する行為は禁止されている。このような行為は税法に違反するものであり、個人の正当な権利利益に直接的な影響を及ぼす。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

[給与・賃金所得を有する個人に対する個人所得税の申告および確定申告に関するガイダンス](#)

### 2. 給与・賃金所得を有する個人について

#### 2.1. 個人所得税の申告および確定申告義務

給与・賃金所得を有する個人は、以下の場合において所得支払機関または個人に対して個人所得税の確定申告を委任することができる。

- 給与・賃金所得を有する個人が、一箇所において3か月以上の労働契約を締結し、かつ所得支払機関が確定申告を実施する時点において当該機関に実際に勤務している場合（暦年において12か月未満の勤務である場合を含む）、当該個人は所得支払機関に対して個人所得税の確定申告を委任することができる。
- また、当該個人が旧組織の合併、統合、分割、分離、企業形態の変更、または旧組織と新組織が同一システムに属することに伴い、個人が旧組織から新組織へ異動した場合には、当該個人は新組織に対して確定申告を委任することができる。

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- 給与・賃金所得を有する個人が、一箇所において3か月以上の労働契約を締結し、かつ所得支払機関が確定申告を実施する時点において当該機関に実際に勤務している場合（暦年において12か月未満の勤務である場合を含む）であって、同時に他の複数箇所における臨時的な所得があり、年間の月平均額が10,000,000ドン以下であり、かつ当該所得について個人所得税が10%の税率により源泉徴収されている場合には、当該個人は所得支払機関に対して確定申告を委任することができる。
- 個人が確定申告を委任し、所得支払機関が当該個人に代わって確定申告を実施した後、当該個人が税務当局に対して直接確定申告を行う対象であることが判明した場合には、所得支払機関は自らの個人所得税確定申告を修正せず、確定申告結果に基づく税額について個人に対して源泉徴収証明書のみを発行し、当該証明書の左下欄に「企業…は、付録表05-1/BK-TNCNの（番号）行において、…氏の個人所得税確定申告を委任に基づき実施済み」と記載し、個人が税務当局に対して直接確定申告を行うために使用するものとする。所得支払機関が電子個人所得税源泉徴収証明書を使用している場合には、原本電子証明書の原本から転換した印刷書面に同内容を記載して納税者に提供する。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### 2.2. 個人所得税確定申告書類の提出期限

個人所得税確定申告書類の提出期限は、暦年終了日から起算して第4月の末日までとする。提出期限が法定休日に該当する場合には、民法の規定に基づき、当該休日の翌営業日が提出期限となる。

**留意：**直接確定申告を行う必要があり、かつ追加納付税額が発生する個人については、法令に定める期限内に申告書の提出および納付税額の全額納付を行う必要がある。これを怠った場合、規定に基づき延滞金が発生する可能性があるため留意すること。期限を遵守して主体的に手続きを実施することにより、法令違反リスクの低減および円滑な確定申告手続の実施が確保される。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### 2.3. 個人所得税確定申告手続

#### a. 個人所得税確定申告書類

税務機関に対して個人が直接個人所得税の確定申告を行う場合、当該確定申告書類一式は以下を含むものとする。

- 扶養控除一覧表（もの）。
- 年間において源泉徴収された税額、仮納付税額および外国において納付した税額（該当する場合）を証明する書類の写し（原本からのコピー）。なお、源泉徴収税額の証明書類の提出を要しない場合は以下のとおりとする。
- 2021年9月29日付け財務省通達第80/2021/QTT-BTC号付録IIに添付された個人所得税確定申告書様式02/QTT-TNCN。
- 2021年9月29日付け財務省通達第80/2021/TT-BTC附属書IIにより同通達付録IIに添付された扶養控除明細表様式02-1/BK-QTT-TNCN。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

- 当該年において源泉徴収された税額、仮納付税額、外国で納付した税額（該当する場合）を証明する書類の写し。所得支払機関が電子源泉徴収証明書のデータを税務当局へ送信している場合には、納税者は当該証明書の写しを提出する必要はない。所得支払機関が既に活動を終了しているため源泉徴収証明書を発行できない場合には、税務当局は税務データベースに基づき個人の確定申告書類を処理する。
- 所得支払機関が発行した源泉徴収証明書の写し、または外国で納付した税額に係る銀行証憑の写し（外国税務当局が納税証明書を発行しない場合）。
- 慈善基金、人道基金、奨学基金への寄付金に関する証憑の写し（該当する場合）。
- 国際機関、大使館、領事館または海外から所得を受領する場合の所得支払証明書。
- 扶養控除登録書類（確定申告時点で扶養控除登録が未実施の場合）。

個人が所得支払機関へ確定申告を委任する場合には、2021年9月29日付け財務省通達第80/2021/TT-BTC号付録IIに添付された様式08/UQ-QTT-TNCNによる委任状を作成する。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### b. 個人所得税確定申告書類の提出方法

納税者がいつでもどこでも個人所得税確定申告を実施できるよう、税務当局は電子申告およびオンライン提出を支援する各種システムを導入している。個人は以下のシステムを通じて確定申告を行うことができる。

- 税務局行政手続処理情報システム（財務省）：

<https://dichvucong.gdt.gov.vn/tthc/homelogin>

- eTax Mobileアプリケーション
- 国家公共サービスポータル

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT号

### c. 個人所得税確定申告書類を受理する税務当局

個人所得税確定申告書類の提出先は、2020年10月19日付政府政令第126/2020/ND-CP号第11条8項の規定（2025年12月31日付政府政令第373/2025/ND-CP号により改正・補充）に従って決定される。

個人がオンラインで確定申告書を提出する場合、システムは所得支払機関および個人が申告した情報に基づき、当該年度の税務義務に関連するデータから自動的に管轄税務当局を判定する。提出先が規定と異なる場合には、受理した税務当局が税務データベースに基づき、当該申告書を所得支払機関を管理する税務当局へ転送する。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

区分	確定申告書提出先の判定原則
年間を通じて一箇所から所得があり、かつ自己申告対象である個人（年間において様式02/KK-TNCNを提出済み）	当該個人が年間において直接申告および様式02/KK-TNCNを提出した税務機関に提出する。
自己申告による所得と源泉徴収済み所得の双方がある個人	年間において最も大きい所得源の所在する税務機関に提出する。最大の所得源を特定できない場合、支払機関を管轄する税務機関または個人の居住地を管轄する税務機関のいずれかを選択して提出することができる。
一箇所において支払機関による源泉徴収の対象となる所得のみを有する個人	当該支払機関を管轄する税務機関に提出する。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

区分	確定申告書提出先の判定原則
二箇所以上において支払機関による源泉徴収の対象となる所得を有する個人	年間において最も大きい所得を支払う機関を管轄する税務機関に提出する。最大の所得源を特定できない場合、当該複数の支払機関のいずれかを管轄する税務機関の中から選択して提出することができる。
天災、火災、事故または重病により減税申請を行う個人	減税申請書を受理した税務機関に提出する。当該税務機関は、減税申請の処理と併せて確定申告の処理を行う責任を負う。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

行政手続の簡素化および納税者の利便性向上のため、確定申告書類の提出先に関する規定は改正・補充されている。提出先の決定原則は以下のとおりである。

- 個人が1か所で所得を得ており、年間において自己申告（様式02/KK-TNCN）を行っている場合：当該申告を行った税務当局へ提出。
- 自己申告所得と源泉徴収所得の双方がある場合：年間で最も大きい所得源を管理する税務当局へ提出。最大所得源が特定できない場合は、所得支払機関を管理する税務当局または個人の居住地の税務当局を選択可能。
- 1か所の所得支払機関による源泉徴収所得のみの場合：当該所得支払機関を管理する税務当局へ提出。
- 2か所以上の所得支払機関による源泉徴収所得がある場合：最大所得源の所得支払機関を管理する税務当局へ提出。最大所得源が特定できない場合は、そのいずれかの税務当局を選択可能。
- 災害、火災、事故または重病により税額減免申請を行う場合：減税申請書類を受理する税務当局へ提出。

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

### 2.4. 扶養控除

扶養控除の適用を受けるためには、納税者は規定に従い扶養控除登録を行う必要がある。課税年度中に扶養控除を適用していない場合でも、確定申告時に扶養控除登録を行うことで、扶養義務が発生した月から控除を適用することができる。ただし、2013年8月15日付け財務省通達第111/2013/TT-BTC号第9条1項d号d.4節に規定されるその他の扶養者については、登録期限は当該課税年度の12月31日までとされ、この期限を過ぎた場合には当該年度の扶養控除は適用されない。

納税者が確定申告を所得支払機関へ委任している場合で、課税年度中に扶養控除を適用していない場合であっても、確定申告委任時に所得支払機関を通じて扶養控除登録を行うことにより、扶養義務が発生した月から控除を適用することができる。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

### 個人が直接確定申告を行う場合における個人所得税の自動還付に関するガイダンス

#### B.個人が直接確定申告を行う場合の個人所得税自動還付に関するガイダンス

##### 1.個人所得税還付申請書類が自動処理されるための条件

税務当局の情報技術システムは、以下の条件を満たす場合、当該還付申請書類を自動処理対象として自動的に確認・判定する。

- 個人の個人所得税還付申請書類の処理時点において、所得支払機関が源泉徴収した個人所得税の代納義務を完了している、または納税者本人が還付申請対象となる確定申告期に係る個人所得税を国家予算へ全額納付済みであることが求められる。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

- 個人所得税還付申請書類における「総課税所得」が、申請処理時点における税務当局の税務管理データベース上の当該確定申告期の集計データと一致していること、かつ「還付請求税額合計」が当該データベース上の集計金額以下であること。
- 納税者の還付金受取用銀行口座情報が、税務当局の管理データと照合・更新・認証され、適法に連携されていること。

## 2. 個人所得税還付申請書類の自動処理を確保するために納税者が準備すべき事項

還付申請書類がシステムにより自動処理されるため、納税者は以下の事項を主体的に実施する必要がある。

- 個人識別情報（氏名、生年月日、個人識別番号）および扶養親族登録情報を確認・更新し、公安省の国家人口データベースの情報と一致させること。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

- 申告書送信前に確定申告書の内容を確認すること（特に総所得、各種控除額、源泉徴収税額、個人所得税源泉徴収証明書および還付請求額）。
- 過年度の個人所得税確定申告状況（該当する場合）を確認し、過納税額の相殺、還付申請または追加納付の実施の基礎とする。直接確定申告義務がある個人で未納税額がある場合には、当該義務を国家予算に対して完全に履行した後に、当該年度の還付申請を行う必要がある。
- 還付金受取用銀行口座情報を、eTax Mobileアプリまたは税務局の行政手続情報システム上で正確に更新・認証すること（証券会社口座、人民信用基金等の口座は使用不可）。当該口座は適法に連携され、還付金を適時かつ正確に受領できる状態である必要がある。
- 実際の発生内容に基づき、誠実かつ正確に申告し、根拠なく還付請求額を増額しないこと。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

### 留意事項：

納税者は、所得支払組織が規定に基づき個人所得税確定申告を完了した後に還付申請を行う必要がある。これにより、システムが十分なデータを有し、自動処理対象の判定を迅速かつ正確に実施できる。

また、個人所得税還付申請書類の提出が遅延した場合であっても、政令第125/2020/ND-CP号第9条の規定に基づく行政処分の対象とはならない。そのため、納税者は年間の適切な時期に申請書類を提出することが可能であり、4月・5月の申告集中時期を避けることで、システム過負荷を回避し、迅速かつ適時に還付を受けられることができる。

### 3. 個人所得税自動還付支援機能の利用方法に関する指針

所得支払組織が申告した所得および源泉徴収税額のデータに基づき、税務当局の情報技術システムは、納税者に過納税額がある場合、当該還付申請を含む確定申告書を自動的に作成する。

# 新情報 2026年3月

## 1 給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンス

2026年3月4日付け、税務総局発行の給与・賃金所得に係る個人所得税（PIT）の確定申告に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第1296/CT-NVT

当該提案申告書を用いて自動還付を実施するため、納税者は以下の2つの簡易な手順を実施すれば足る。

### ステップ1：アクセスおよび情報確認

- 納税者はeTax Mobileアプリまたは税務局（財務省）の行政手続情報システムにログインする。
- 「個人所得税確定申告支援」機能にアクセスする。
- システムにより自動入力された情報（総所得、源泉徴収税額、還付請求額）を確認する。
- 当該情報を自身の実際の状況と照合する。

### ステップ2：情報の確認または修正

- 内容が適正である場合、納税者は確認の上、必要書類を添付し、電子申告書をシステム上で直接提出する。
- 差異がある場合には、実態に基づき修正を行い、証明資料を補足した上で提出する。

申請書類が正常に送信された直後、システムは受理通知を発行し、自動還付処理の条件確認プロセスへ移行する。

## 2 不動産譲渡に係る法人税の政策

2026年3月4日付け、税務局発行の不動産譲渡に係る法人税に関するオフィシャルレター第3176/DON-QLDN1号

以下の法的根拠に基づく：

- 2025年12月15日付け政府政令第320/2025/NĐ-CP号第3条3項b号；
- 2021年9月29日付け財務省通達第80/2021/TT-BTC号第17条3項b号。

上記の規定に基づき、以下のとおり指導され：

企業がホーチミン市においてアパートメントの譲渡を行う場合、当該取引は2025年12月15日付け政府政令第320/2025/NĐ-CP号第3条3項b号の規定に基づき、不動産譲渡活動として認定される。

企業が収益および費用方式により法人税を申告しており、不動産譲渡活動を行う場合には、発生の都度、不動産譲渡に係る法人税申告書（様式02/TNDN）を提出する必要はなく、法人税確定申告書（様式03/TNDN）のみを提出し、あわせて四半期ごとに法人税の仮納付を行うものとされており、これは2021年9月29日付け財務省通達第80/2021/TT-BTC号第17条の規定に基づく。

## 3 法人税優遇

2026年3月9日付け、税務局発行の法人税優遇に関するオフィシャルレター第2169/TPHCM-QLDN3号

以下の法的根拠に基づく：

- 2025年2月13日付け計画投資省発行の通達第07/2025/TT-BKHDT号に添付された経済形態別統計分類に関する付録；
- 2025年5月17日付け国会決議第198/2025/QH15号10条；
- 2026年1月15日付け政府政令第20/2026/NĐ-CP号第7条3項a号。

上記の規定に基づき、以下のとおり指導される：

企業が中小企業の条件を満たし、かつ外国投資資本を有する場合には、2025年5月17日付け国会決議第198/2025/QH15号第10条に規定される民間経済の発展に関する一部の特別なメカニズムおよび政策、ならびに同決議の一部条項の詳細および施行を規定する2026年1月15日付け政府政令第20/2026/NĐ-CP号第7条3項の規定に基づく法人税の優遇措置の適用対象には該当しないものとされる。

## 4 輸出される財・サービスに係る付加価値税政策

---

*2026年3月18日付け、税務局発行の輸出される財・サービスに係る付加価値税政策に関するオフィシャルレター第1557/CT-CS号*

以下の法的根拠に基づく：

- 2024年11月26日付け付加価値税法第48/2024/QH15号第15条1項（輸出に係る還付に関する規定）；
- 2025年7月1日付け政府政令第181/2025/NĐ-CP号第23条1項および第2項（仕入付加価値税の控除に関する規定）；
- 2025年7月1日付け政府政令第181/2025/NĐ-CP号第29条（輸出に係る還付に関する規定）；
- 2025年7月1日付け財務省通達第69/2025/TT-BTC号第7条（輸出される財・サービスに係る付加価値税還付額の算定方法に関する指針）。

## 4 輸出される財・サービスに係る付加価値税政策

2026年3月18日付け、税務局発行の輸出される財・サービスに係る付加価値税政策に関するオフィシャルレター第1557/CT-CS号

上記の規定に基づき、以下のとおり指導される：

事業者において、月次または四半期に輸出される財・サービスがあり、かつ未控除の仕入付加価値税額が300,000,000ドン以上である場合には、月次または四半期ごとに付加価値税の還付を受けることができるものとする。ただし、輸入後に他国へ輸出される財についてはこの限りではない。

輸出される財・サービスに係る付加価値税還付額の算定方法は、2025年7月1日付け財務省通達第69/2025/TT-BTC号第7条の規定に従って実施されるものとし、その中で、前期から繰り越された財（固定資産を含む）およびサービスに係る仕入付加価値税額、ならびに当期に発生した財（固定資産を含む）およびサービスに係る仕入付加価値税額のうち、輸出財・サービスの生産・経営に使用されるものを総合して、輸出財・サービスの生産・経営に使用される控除可能な仕入付加価値税額を確定する。

## 5 代理店向け割引に関連するインボイスの調整

*2026年2月24日付け、タイニン省税務局発行の代理店向け割引に関するオフィシャルレター第861/TNI-QLDN2号*

販売された商品の数量に基づく割引金額については、企業は最終購入時の商品の販売またはサービス提供に係るインボイスにおいて調整計上することができ、当該割引金額は最終購入時（会計年度終了時）のインボイスに記載された商品またはサービスの価額を超えてはならないものとされている。または、調整対象となるインボイス番号、調整金額および調整税額を記載した一覧表を添付した調整インボイスを作成することも可能とされている。

当該一覧表は企業において保管され、税務当局または権限を有する国家機関から要求があった場合に提示するものとされており、当該内容は2025年3月20日付けの政府政令第70/2025/NĐ-CP号第1条13項に規定に基づくものである。



# 2026年3月 新情報

**KMC CONSULTING COMPANY LIMITED**

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn) | Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





# お問合せ

## KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

### HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,  
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | Fax: +84 28 3820 0906

### HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,  
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

### TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn)

Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

